

22. 環境配慮指針（その他サービス業）

サービス業における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー	悪臭	焼却炉
騒音振動	空気圧縮機、圧縮機、荷物の積み下ろし、人の出入りに伴う騒音		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法、県条例 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
	その他、燃料等を使用する施設・設備	
水質汚濁	水を使用する施設・設備（循環使用することにより水を排出しない施設であっても届出対象となることがあります。）	水質汚濁防止法、県条例
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	クーリングタワー、冷凍機	
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声器を使用する場合は、静岡県生活環境の保全等に関する条例による使用制限を受けるので、同条例に基づく遵守事項を確実に履行してください。（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 76 条、同施行規則第 36 条）
- ・駐車場を設置する場合は、当該駐車場を利用する自動車について、アイドリングストップを実施するよう御指導ください。（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 105 条）

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）